

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	神奈川県中小企業活性化推進条例				
条 例 番 号	平成 20 年神奈川県条例第 46 号	法 規 集	第 10 編第 1 章		
所 管 室 課	産業労働局産業・観光部中小企業支援課				
条 例 の 概 要	中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	中小企業の振興は、国や市町村との役割分担を図りつつ、県として取り組むべき重要な課題であり、本条例により、県が計画的に施策の推進に取り組むことに加えて、中小企業者、中小企業に関する団体、市町村など様々な主体が、相互に連携・協働するよう推進することで、取組の効果がより高まるものであり、本条例は、現在においても必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、中小企業の振興に関する施策が、総合的かつ計画的に推進されている。 こうした中で、国は、小規模企業に焦点を当てた新たな施策体系を構築するため、平成25年度以降、中小企業基本法を改正し、小規模企業振興基本法を制定するなど順次関係法令の整備を行った。このうち、小規模企業振興基本法には、小規模企業の振興に関する地方公共団体の責務についても新たに規定された。 そこで、県の中小企業振興に関する施策についても、法律の改正等を踏まえ、小規模企業に焦点を当てた新たな施策体系の構築を図るため、条例の改正を検討する必要がある。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、県民、中小企業者その他の関係者や、学識経験者等によって構成される「神奈川県中小企業活性化推進審議会」の意見を聴いた上で「中小企業活性化推進計画」を定め、施策の実施状況を検証し、その結果を施策に反映させることとしており、中小企業の振興に関する施策が、効果的・効率的に推進される内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要政策の政策分野「産業・労働」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 小規模企業に焦点を当てた新たな施策体系の構築を図るため、改正を検討する必要がある。			